

※令和3年度日本脳炎ワクチンに関する重要なお知らせ※

1. ジェービックVの供給停止と今後の予定について

日本脳炎ワクチンの定期予防接種に使用されている2社のワクチンのうち、阪大微生物病研究会の「ジェービックV」について製造上の問題が生じ、原因究明のため製造を一時停止していたとの報告がありました。なお、令和3年1月15日現在、製造は再開されています。

今後の供給につきましては、2社ともに増産体制をとる予定ですが、「ジェービックV」の製造一時停止により、ワクチン供給量に影響が生じます。令和3年前半(4～9月)における供給量が大幅に減少すると見込まれますので、日本脳炎の優先接種にご協力をお願いいたします。

2. 日本脳炎ワクチンの優先接種について

当面供給が安定するまでの間、以下の点についてご協力をお願いいたします。

● 4回接種のうち、1期の2回接種(1回目及び2回目)を優先。

※ ただし、定期接種として接種が受けられる年齢の上限が近づいている場合は、その上限を超えないよう予防接種を行います。

3. 定期予防接種の対象者について(確認)

20歳未満の方が対象となりますが、生年月日や過去の接種歴により異なります。次の①から③の中から当てはまる生年月日の内容をご覧ください、接種方法・接種時期をご確認ください。

定期接種は、住民登録のある市区町村で接種することが原則です。美瑛町に住民登録の無い方は、接種方法を住民登録のある市区町村へご確認ください。

① 生年月日が平成21年10月2日以降の方

対象者

第1期:生後6月から生後90月(7歳半の誕生日の前日まで)に至るまでの間にある方

第2期:9歳以上13歳未満の方

※7歳半の誕生日の前日とは※

生年月日が平成25年10月2日の方の場合、令和3年4月1日が、7歳半の誕生日の前日になります。対象の年齢を過ぎると原則自己負担となります。

② 生年月日が平成20年4月2日から平成21年10月1日の間の方

対象者

第1期、第2期:9歳以上13歳未満の方

③ 生年月日が平成13年4月2日から平成19年4月1日の間の方

対象者

第1期、第2期:20歳未満の方

(※注意※)美瑛町で定期接種を行うことができる方は、原則として美瑛町民(美瑛町に住所がある方)になります。進学等で住民票を他の市区町村へ移された方が、美瑛町で定期予防接種を希望する場合は、接種前に、現在住民登録がある市区町村へお問い合わせください。医療機関で予防接種実施後に、美瑛町から転出されている(住民登録が他の市区町村へ移されている)ことが判明した場合、後日、接種料金の請求がある場合があります。

(接種についての詳細は裏面をご確認ください)

＜日本脳炎ワクチン 令和3年度 定期接種対象者＞ 1期3回、2期1回接種

出生年から、通常の定期接種対象者または特例対象者に該当するかを確認しましょう。特例対象者については、規定で定められた接種方法も確認しましょう。

令和3年に迎える年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
出生年	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20
通常の 定期接種対象者 【標準的な接種年齢】	1期			生後6～90カ月(7歳半)未満 【3歳・4歳】				2期			9～13歳未満 【9歳】			
	積極的勧奨 3歳(2回)				積極的勧奨 4歳(1回)				7歳半以上9歳未満の方はいずれの場合も定期接種対象者に含まれません。			積極的勧奨 9歳(1回)		
	← 6日以上 標準的には6～28日 →			← 6カ月以上 標準的にはおおむね1年 →							← 6日以上(標準的には6～28日)の間隔をおいて2回、2回目接種から6カ月以上(標準的にはおおむね1年)において3回目を接種			
				← 6日以上の間隔をおいて計3回のうち不足分を接種				1回～3回接種している方			← 6日以上の間隔をおいて計4回のうち不足分を接種(ただし4回目は9歳以上で接種)※			

ご注意ください!
平成28年度より、2期(9歳)の積極的勧奨が再開されていますが、令和3年度はワクチン供給不足のため、積極的勧奨にはなっていません。来年度以降、個別にご案内しますので、ご了承ください。

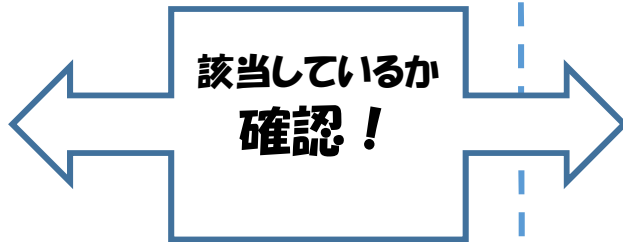
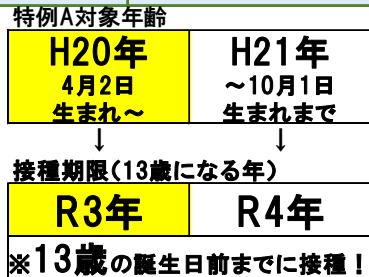
＜特例対象者 (実施規則附則第4条、第5条)＞

附則第4条 (一部抜粋) A
H20/4/2～H21/10/1生まれの方
⇒(9～)13歳未満の間に、1期(3回)の不足分を定期として接種できます。

全く接種していない方	▶6日以上(標準的には6～28日)の間隔をおいて2回、2回目接種から6カ月以上(標準的にはおおむね1年)において3回目を接種	▶4回目(2期)は、9～13歳未満の間に3回目から6日以上の間隔をあける※
生後6～90カ月(7歳半)未満の間に1回もしくは2回接種している方	▶6日以上の間隔をおいて計3回のうち不足分を接種	

附則第5条 B
H13/4/2～H19/4/1生まれの方
⇒20歳未満の間に4回の接種のうち不足分を定期として接種できます。

全く接種していない方	▶6日以上(標準的には6～28日)の間隔をおいて2回、2回目接種から6カ月以上(標準的にはおおむね1年)において3回目を接種	▶4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上おく※
1回～3回接種している方	▶6日以上の間隔をおいて計4回のうち不足分を接種(ただし4回目は9歳以上で接種)※	



※法令の規定では4回目の接種は3回目から6日以上の間隔をおけば接種可能とされていますが、1期の接種を3回受けた方は最後の接種からおおむね5年～10年毎に1回接種することで、日本脳炎の発症を予防することが可能なレベルの抗体が維持されることが期待されますので、接種時期はこれらを総合的に勘案して実施することが望まれます。

出典:第14回予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 資料 厚労省 日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A(平成25年3月改訂版)